

# 手続きの流れ

同一年度内に一連の流れを完了させる必要があります。

## 施工者

## 助成申請者

## 練馬区

バリアフリー整備  
のご相談

電話・来庁

現場確認

助成可否の回答

助成可の場合

① 助成申請

受付・審査

助成金交付決定  
通知書の交付

バリアフリー整備工事の契約  
契約は区の助成金交付決定後に行うこと

バリアフリー整備工事の実施

費用の領収

整備費用の支払い

② 完了報告

受付・現場確認

審査

助成金額確定  
通知書の交付

詳しくは  
こちら

もしくは  
裏面のお問  
合せ先へ

③ 助成金の請求

審査

助成金の受領

助成金の支払い

# 福祉のまちづくり整備助成

## お店や診療所等の バリアフリー整備 改修助成のご案内



自動ドアへ変更



手すりの設置



洋式トイレへ変更



手すりの設置



洋式トイレへ変更



手すりの設置



## 練馬区

### 建築課

### 福祉のまちづくり係

# 助成の条件

## 共通条件

税の滞納がないこと
適正な維持および管理をされた建物であること
助成申請を行った年度内に工事等の代金支払・請求が完了すること
同一対象者に対する助成対象整備に係る助成は2回まで
同一整備箇所についての助成は1回まで
平成15年4月までに工事に着手した建物であること
助成対象に係る箇所について適正な維持および管理をすること

### 同一年度内の助成は1回限り



## 助成額に応じた要件

上限額	100万コース	30万コース	5万コース	50万コース
対象建築物	店舗・診療所等の不特定多数の方が利用する用途の建築物			共同住宅部分の床面積の合計が1,000㎡以上
申請者	中小企業者・公益法人等			管理組合等
対象整備	バリアフリー法第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（練馬区福祉のまちづくり推進条例により付加した事項を含む）を満たす整備	練馬区小規模建築物の整備に関する要綱の整備基準を満たす整備	練馬区福祉のまちづくり整備助成取扱要領に規定する簡易に設置できる設備	バリアフリー法第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（練馬区福祉のまちづくり推進条例により付加した事項を含む）を満たす整備
整備事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手動ドアを自動ドアに改修</li> <li>・エントランスや廊下等の段差を解消（スロープの整備）</li> <li>・スロープや階段に手すりを整備</li> </ul> 等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易設置スロープ</li> <li>・簡易腰掛便座</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手動ドアを自動ドアに改修</li> <li>・共用階段等に手すりを整備</li> </ul> 等
その他	建築確認済証等を取得していること		整備箇所が異なる場合は、30万コースと併用可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部分は<b>共用部分のみ</b>（住戸内は対象外）</li> <li>・同一管理組合の複数棟の共同住宅については、1つの対象建築物として取扱う</li> </ul>

共同住宅以外（店舗等）の部分は床面積から除く。

【その他詳細な条件がございますので、詳しくは担当までご連絡ください。】

各コースの金額は限度額です。対象整備費の2分の1が限度額のどちらか低い金額が助成金額となります。

# 必要書類

## 助成金の申請に必要な書類

提出する書類
申請書（第1号様式） 1
工事承諾書（第3号様式） 2
図面（案内図、配置図 3、平面図 3、改修図）
工程表（予定）
整備前写真
見積書（写） 【2社以上】
確認済証、検査済証、記載事項証明書のいずれかの写し 3
その他 4

- 1 個人が申請する場合は、署名もしくは記名+押印が必要  
法人が申請する場合は、記名+押印が必要
- 2 申請内容により提出が不要な場合あり
- 3 100万コース・50万コースの場合のみ  
中小企業（法人）が申請する場合は：法人登記簿本、法人住民税納付証明書等  
中小企業（個人）が申請する場合は：開業届、決算書、確定申告書等  
（資本金、従業員数が分かるもの）
- 4 その他とは  
共同住宅の管理組合が申請する場合は：総会（理事会）議事録、管理規約等  
公共社団/財団法人が申請する場合は：登記簿謄本、登記記載事項証明書等

## 完了報告に必要な書類

提出する書類
報告書（第10号様式）
契約書（写）
整備後写真
工程表（完了）
領収書（写）

注文書と注文請書を併せて提出でも可

## 助成金の請求に必要な書類

提出する書類
請求書（第12号様式）
口座振替依頼書

【提出が難しい書類がある場合は、ご相談ください。】

申請の流れは裏面をご確認ください。

# 整備事例

## 5万コース

### 【診療所】



入り口の段差があったので



簡易スロープを設置しました。

## 30万コース

### 【飲食店】



和式便器が使えづらかったので、洋式便器へ改修し、手すりを設置しました。



店舗や診療所の出入口前の段差部分等への手すりの設置も対象です。

## 50万コース

### 【共同住宅】



階段に手すりが無かったので



手すりを設置しました。

※50万コースは共同住宅のみです。※自動ドア改修も対象になります。

## 100万コース

### 【診療所】



開き戸で扉が重たかったので



自動ドアに改修しました。

## 【お問合せ先】

練馬区 建築・開発担当部 建築課  
福祉のまちづくり係

電話 5984-1649 FAX 5984-1225  
Email: kentikuchose05@city.nerima.tokyo.jp

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/takuchi/barrierfree/logo.html>

